

政府情報システムの整備の在り方に関する研究会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年7月17日(金)10:00~11:24
- 2 場 所 中央合同庁舎2号館 総務省第一会議室
- 3 出席者
 - (1) 構成員（敬称略、五十音順）
宇賀構成員、大山座長、奥村座長代理、座間構成員、下條構成員、曾我構成員、平本構成員、村上構成員
 - (2) オブザーバ
内閣官房情報通信技術（IT）担当室、同情報セキュリティセンター、総務省行政管理局、同自治行政局、同情報流通行政局、同統計局、財務省主計局、同理財局、経済産業省商務情報政策局
- 4 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 政府情報システム整備のグランドデザイン骨子案について
資料に基づき、事務局より政府情報システム整備のグランドデザインの骨子案について説明があった。
 - ② 自由討議
政府情報システム整備のグランドデザインの骨子案について、全体の構成、盛り込むべき要素、観点等について討議が行われた。（詳細は別記）
 - (3) その他
事務局より次回会合の予定について説明があった。
 - (4) 閉会
- 5 自由討議
 - ・ 政府共通プラットフォーム整備の進め方のところで、最初に共同利用システム基盤の発展的拡充がきて、3番目に政府プラットフォームの整備がきているが、本来の目的からすれば、政府プラットフォームというのは、こういうものが必要であるという議論が最初に来て、その後に共同利用システム基盤としては、こういう範囲をカバーすべきという議論になるのではないか。
 - ・ 共同利用システム基盤の位置付けを政府全体のアーキテクチャとしてどのように考

えるのか、中間とりまとめではいいとしても最終的にはきちんと考える必要がある。

- ・ 統合・集約化の軸とデータ連携の軸があり、それぞれについて、今後実施する実態調査の結果を踏まえながら、改めて政府全体としての大まかなアーキテクチャを業務及びシステムについて掲げていけばよいと考える。
- ・ 今後のアーキテクチャをにらんだ推進を継続的に進めていく必要があると考えるので、そのような体制を全省庁に作っていく必要がある。
- ・ 全体的には、立ち上げるまでのステップは丁寧に記載されているが、その後のプラットフォームのコンポーネントや業務をどのように改善していけばよいのか等の意見を集約していく体制についても記載が必要。
- ・ 政府共通プラットフォーム整備の進め方のところでは、主にハードウェアやソフトウェアの部分に触れられているが、課題の検討の進め方や関係各方面との調整の進め方など、もう少し幅広に記載しておいた方がよい。
- ・ 業務見直しを促進する際には、業務自体がいろいろな政省令で決められているところもあり、制度改正を行うことが必要となる。あまり広い話になると、この研究会ではやりきれなくなるので、そこは一線を引いて、今のクラウドのような技術で集約化を図ることで、コンピュータシステムがよりよく使えるようになるなど、うまく移行できるような仕掛けを考えておくということではないか。
- ・ 本気でBPRをしようとする、当然現場の業務に踏み込んでいくこととなる。ここでは、WFAを書くなど、ボトムアップ的なアプローチではなく、共通的な機能を利用することによる業務の標準化という程度のBPRだと理解している。
- ・ 多分、日本人は形から入るので、今回のストーリーは、クラウドというものにシステムを入れて使い始めてということになると思う。重要なのは、例えば、行政管理局の中である程度コントロールできるシステムは必ずBPRを含めてやるということ、それは絶対にやってほしい。
- ・ トップダウン的に基本的な考え方を整理・提示し、現場とぶつかり合うことが大事。そのぶつかり合いの中で、こういうふうによれば、他の分野にも適用できると思わせられるようなアプローチが秋の段階でできればよいと考えている。
- ・ 変にBPRといった言葉は誤解を招くのではないか。やるのであればBPRはこういう形でやるというのを別の形で表現した方がよいのではないか。
⇒ 現時点においては、完全にターゲットをしぼり込んでBPRはそれだと決めることができないのが正直なところ。今後のWGの課題とさせていただきたい。
- ・ 統合・集約化が実現されれば、各府省の中でシステム部門の人員が浮いてくる可能性がある。そうなれば、浮いた人員を共通システムの方に持ってくるのか、それともフロントに持っていくのかという話になる。これはBPRの一種であると考えている。
- ・ 今回、政府共通プラットフォームの構築という話があるが、当然のことながら、新たに整備するシステムコストと削減されるコストを比べると、削減されるコストの方

が大きいという図式は示す必要がある。

- ・ BPR の件については、手順の話、方向性としてはこれを当然やりたいということを中心とりまとめに記載してはどうか。
- ・ データ連携のところは、情報の性質によってどういう仕組みにするのかが全然変わってくる。不開示情報に該当しないのであれば、政府の中でデータ連携することについて問題がない。また、元々公にできるものなので、セキュリティに関しても問題ない。一方、個人情報となると、行政機関個人情報保護法が関係してくるので、目的外利用の問題などが出てくる。
- ・ 個人情報以外で各府省が持っているデータについて、例えば、法人の情報等についてデータ連携を考えると、守秘義務との関係で検討が必要な場合がある。
- ・ これまで、電子政府ということで、すべての手続を電子化することでやってきたが、コストがかかりすぎて駄目だとか、きちんとビジネスケースを踏まえてやっていった方がよいと思う。
⇒ 今回の検討においては、コストをいかに削減していくのかということは重要と考えている。今の戦略が利用促進を大前提としているので、この研究会においてその範囲を超えて新たな方針を打ち出すことは難しい。
- ・ 予算については、政府全体としての効果を見て、各府省が要求するのか、それとも一括で要求するのかについて、今後検討を行っていく必要がある。
- ・ 分離調達を前提とした場合、信頼性の高い政府共通プラットフォームを作っていけるのかという問題がある。また、あるプロセスが終了して、それから仕様書を作成して次のプロセスに移るとなると、現時点のスケジュールを踏まえると時間的にかなり厳しいものになると思われる。今後の WG において、どのような調達方法が考えられるのか等について検討を行っていく必要がある。
⇒ ご指摘の点については、当方も重要と認識。調達ガイドラインの見直しが必要ならば、その方向性を出していきたいと考えている。
- ・ クラウドであるがゆえに、調達は非常に重要。個々に動いているシステムをクラウドで一体的に動かすとなると、BPR を行わないと集約効果は少ないものと思われる。各システムの負荷を踏まえながら、調達を実施していかないとクラウドの良さが生きないと思う。
- ・ データ連携については、技術的な側面も大事であるが、本当に大事なものは、データ連携をする政府内の部局のニーズがあるのか、ないのかである。
- ・ 既に、政府内のいろいろなところで BPR の取組が行われている。これまでの BPR の問題を一度クリアしないとなかなか業務を最適化しようとしても進まないのではないかと。また、政府情報システムの実態調査の実施に当たっては、調査対象府省が自分はどう考えたからシステムを預けた方がいいと判断したなど、自己判断ができるような仕組みを入れていった方がよいと考える。